

「かごしまの良か家づくり事業」募集要領

「かごしま木の家」の新たな魅力となる取組を応募申請する者は、次に定める事項に基づき応募してください。

1. 事業の趣旨

地材地建グループが建築する「かごしま木の家」に魅力を付加する取組に対して支援等を行い、「かごしま木の家」の増加と県産材の需要拡大を図るものです。

2. 応募者の要件

地材地建グループとします。（1グループから複数の応募は可能ですが、下記3①の内容が同一のものは応募できません。）

3. 対象となる取組

次の①～④をすべて満足していること。

- ① 次のア～オに掲げるテーマのいずれかについて、「かごしま木の家」の基準に付加する魅力（基本仕様等のアイデア）を検討する取組（アイデア検討型）、またはこれを反映したモデルとなる木造住宅建設（新築・増改築）の取組（モデル建設型）であること。（広く一般化していない魅力（アイデア）の内容を対象とし、取組の新規・既存の如何は問いません。）
 - （ア）意匠（平面計画や内外装のデザインなど）に関する取組
 - （イ）防災性（耐震性や耐火性の向上など）に関する取組
 - （ウ）耐久性（長寿命化や維持管理コストの低減など）に関する取組
 - （エ）環境性（省エネ化や健康への配慮など）に関する取組
 - （オ）その他県産材の消費拡大につながる魅力ある取組
- ② 木造住宅建設の取組について、新築にあつては応募時点で上棟していないもの、増改築にあつては応募時点で着工していないものであること。
- ③ 事業完了後は、取組成果を原則として当該グループの仕様のひとつに加え、積極的に取り組むものであること。
- ④ すべての「かごしま緑の工務店」に、そのノウハウを提供できる取組であること。

4. 助成対象となる経費

上記3①の取組に係る下記の経費（ただし、「かごしま木の家」に付加する魅力に関する部分に限る。）とします。（経常的な経費は含みません。なお、実績報告時に経費を支払ったことを証する書類（領収書等）の写しを提出していただくことがあります。）

費目	内容等	備考
賃金	専ら本事業の執行のために直接必要となる補助事業者の構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）の給与及びアルバイト等の賃金	左記以外に必要な経費がある場合は、別途協議してください
報償費	事業の実施のために直接必要な謝礼金等	
旅費	事業の実施のために直接必要な普通旅費等	
需用費	事業の実施のために直接必要な文具費、消耗器材等消耗品費 等	
役務費	事業の実施のために直接必要な郵便、電信電話料及び運搬料 等	
使用料及び賃貸料	事業の実施のために直接必要な会場、物品等の借上費 等	
木材調達費	事業の実施のために直接必要な木材の購入等（伐採費・運搬費等を含む）に係る費用	
木材加工費	事業の実施のために調達された木材の加工・処理に係る費用	
その他	事業の実施のために直接必要な診断・検査等の費用	

5. 助成金額

助成対象となる経費の1/2以内かつ上限額150万円とします。（千円未満切り捨て）ただし、予算の範囲内で調整する場合があります。

6. 事業の実施期限

下記の①または②について、補助金の交付決定日（平成30年7月下旬目途）から平成31年1月31日（木）までの間に完成することとします。

- ① アイデア検討型にあつては、基本仕様等のアイデアを取りまとめた提案書。
- ② モデル建設型にあつては、基本仕様等のアイデアに関する部分の工事。

7. 審査方法等

(1) 審査方法

「かごしまの良か家づくり審査会」において、提出された書類等について審査を行い、予算の範囲内で採択します。

(2) 審査基準

以下の視点により、総合的に審査します。

① 事業目的への寄与度

事業目的のための取組内容や方法など、事業計画の適切性について、事業目的への寄与度の観点から審査します。

② 事業の発展性

取組成果を公表・展開することで、「かごしま木の家」の増加と県産材の需要拡大につながるかといった事業の発展性について審査します。

(3) 審査結果

審査結果は、応募者全員に対して通知します。

(4) 選定後の手続き

応募が選定されたときは、「かごしまの良か家づくり審査会」の意見に基づき、個別に提案内容の一部見直しをお願いする場合があります。

また、選定結果通知の際に交付申請の手続き等についてお知らせします。補助金の交付を受けるためには交付申請等の手続きを行う必要があります。

8. 補助金交付の条件等

(1) 中間報告

取組の進捗・交付補助金の執行状況を調査・確認するために実施する中間報告等に協力していただきます。

(2) 実績報告

平成31年2月8日（金）までに実績報告書及び取組成果を作成し、鹿児島県木造住宅推進協議会に提出しなければなりません。

なお、鹿児島県及び鹿児島県木造住宅推進協議会は、提出された取組成果等を自由に公開できるものとします。

9. 応募手続き及び問合せ

(1) 応募書類

次の①～③（各1部）を提出してください。

なお、必要に応じて、追加説明の資料等を求める場合があります。

① 応募申請書（様式1）

② 工程表（様式2（検討や工事等の各過程の予定時期等を記載したもの））

③ 上記①（添付資料含む）及び②の電子データ（PDF等）を保存したCD-R

(2) 応募書類の提出期限

平成30年6月29日（金）必着

(3) 応募方法

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、応募者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で郵送してください。

また、郵送時は、必ず宛先に「「かごしまの良か家づくり事業」応募書類在中」と朱書き記載してください。

(4) 応募書類の提出及び問合せ先

〒892-0838
鹿児島市新屋敷町 16 番 228 号 ((公財) 鹿児島県住宅・建築総合センター 内)
鹿児島県木造住宅推進協議会 事務局
TEL: 099-224-4543 FAX: 099-226-3963 E-mail: kikaku@kjc.or.jp
※ 問合せについては、可能な限り E-mail でお願いします。

(5) 応募書類作成の留意事項

- ① 応募書類はすべて A 4 版としてください。
- ② 文字サイズは 9 ポイント以上としてください。
- ③ ワードプロソフト等による活字体 (手書きは不可) にて作成してください。

10. その他の留意事項

- ① 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- ② 応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を無効とします。
- ③ 提出書類について、この募集要領及び応募様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。
- ④ 提出された応募書類は原則返却しませんので、その旨予めご了承ください。
- ⑤ 応募書類の提出後において、原則として応募書類に記載されたいかなる内容の変更も認めません。
- ⑥ この募集要領および応募様式に示された事項を遵守しない場合は、採択の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- ⑦ 手続きの詳細については、今後変更がある場合があります。
- ⑧ 木造住宅建設の取組については、「かごしま CO₂ 固定量認証制度」の活用をお願いします。
- ⑨ 取組成果は、県のホームページやパンフレット等で使用する場合があります。
- ⑩ 取組終了後、事業成果を聞き取りさせていただく予定です。

平成 年 月 日

鹿児島県木造住宅推進協議会会長 殿

平成30年度かごしまの良か家づくり事業応募申請書

平成30年度かごしまの良か家づくり事業（「かごしま木の家」の新たな魅力となる取組）に応募したいので、下記のとおり申請します。

応募者 (事業実施主体)	グループ名		
	グループ 代表者	(会社名)	
		(氏 名) ⑩	
	所在地	〒	
	電話番号		
	F A X		
	メールアドレス		
担当者名			
区分 <small>※該当するもの1つに「○」</small>	アイデア検討型 ・ モデル建設型		
テーマ <small>※該当するものに「○」(複数可)</small>	意匠 ・ 防災性 ・ 耐久性 ・ 環境性 ・ その他 ()		
取組の概要			
「かごしま木の家」に付加する魅力の特徴			
必要経費 (事業費)	区 分	金 額	備 考
	全体事業費	円	
	うち、対象となる取組に係る経費		
	賃金	円	
	報償費	円	
	旅費	円	
	需用費	円	
	役務費	円	
	使用料及び賃借料	円	
	木材調達費	円	
木材加工費	円		
その他	円		
計	円	補助金上限額： 円	
その他特記事項			

※ 必要に応じて、「かごしま木の家」に付加する魅力の特徴に関するアピール資料（解説、写真、スケッチ等の図版など：様式任意）を添付してください。（A4：3枚まで）

